

延長保育について

松本市保育課

保護者の方の就労時間や送迎時間等の都合により、通常の保育時間を超えて利用を希望する場合には、月単位の契約で延長保育を利用できます。ただし、緊急・突発的な理由で保育時間を延長する場合については、緊急延長保育(公立保育園の場合)として対応いたします。

1 対象児

市内の保育園・認定こども園(保育園部分)・小規模保育園にお通りの児童が対象です。ただし、保護者が求職活動中、または特別利用保育を利用中の場合は対象外です。

開所時間(各園で定められている開所時間)外の保育には対応できません。お子さんが入園して間もない場合や、お子さんの心身の状態によっては、保育時間についてご相談させていただく場合があります。

2 申込方法(新規、変更・中止)

(1) 新規申込

「延長保育申込書・児童台帳」を、利用開始を希望する月の**前月 25 日より前**に、園へ提出してください。変更や中止の申請が無い限り、毎月自動的に契約が更新されます。

(2) 変更・中止申込

「延長保育変更・中止申込書」を、変更または中止の適用を希望する月の**前月 25 日より前**に、園へ提出してください。

3 延長保育料(無償化の対象外。年齢・きょうだい有無に関わらず、児童1人ごとの料金単価です。)

父・母の市民税所得割額の合計	料金(30分ごと単価)
生活保護世帯・非課税世帯	月額 0円
均等割額のみ から 48,600円未満 まで	月額 350円
48,600円以上 から 133,000円未満 まで	月額 700円
133,000円以上 から 169,000円未満 まで	月額 800円
169,000円以上	月額 1,100円

4 延長保育・緊急延長(公立保育園)保育料金イメージ

7:30	8:00	8:30	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00
300	200	短時間保育料		200	300	400	500	600
100	短時間保育料+延長保育料(単価×1)		200	300	400	500	600	
300	200	短時間保育料+延長保育料(単価×2)			100	200	300	
100	短時間保育料+延長保育料(単価×4)					100	200	
短時間保育料+延長保育料(単価×6)							100	
標準時間保育料								200
標準時間保育料+延長保育料(単価×1)								

—緊急延長保育料の単価...「単価×1ヵ月間の利用回数=1ヵ月分の緊急延長保育料」となります。

お問い合わせ 保育課 TEL33-9856 (直通) jidou@city.matsumoto.lg.jp

公立保育園の緊急延長保育について

松本市保育課

通常の保育時間を超えて利用する場合は、延長保育の契約をすることが基本です。ただし、延長保育の契約がない方でも、緊急・突発的に保育時間の延長が必要となった場合は、緊急延長保育で対応いたします。

1 必要とする理由

- (1) 保護者、家族の急病・事故など
- (2) 急な残業など、勤務の都合
- (3) その他（交通渋滞や災害など、やむを得ない理由で送迎時間が早まったり遅くなったりした場合）

2 実施保育園・対象児

市内の公立保育園で、全園児を対象として実施いたします。特別利用保育も対象です。

ただし、月に何日も緊急延長保育を利用する場合は、翌月から延長保育の申込、または延長保育の契約内容を変更していただく場合があります。

3 申込みについて

緊急延長保育が必要になった場合は、直接保育園に電話等でお申込みください。

4 緊急延長保育料(年齢ときょうだいの有無、階層区分に関わらず、1人1回ごとの料金です。)

- (1) 延長保育の契約をしていない場合

早朝 保育短時間の方のみ

7:30~8:30(1時間)は300円で、8:00~8:30(30分)は200円

夕方 保育短時間の方は、16:30~17:00 は200円で、以後30分ごと100円を加算

保育標準時間の方は、18:30~19:00 は200円で、以後30分ごと100円を加算

- (2) 延長保育の契約をしている場合

延長保育の契約時間を超えた場合に、30分ごと100円を加算

ただし、延長保育を早朝のみ契約している場合の夕方、または夕方のみ契約している場合の早朝の緊急延長保育料については、「延長保育の契約をしていない場合」の料金が適用されます。詳細は、裏面の利用イメージ図をご覧ください。

5 保育料の徴収について

1か月分の利用内容をまとめ、翌月の保育料・副食費と合算して納入していただきます。

6 利用時間の限度

緊急・突発的とはいえ、開所時間(各園で定められている開所時間)外の保育には対応できません。

各園の開所時間は異なりますので、ご確認のうえ送迎時間を厳守してください。

お問い合わせ 保育課 Tel33-9856 (直通) jidou@city.matsumoto.lg.jp